公募についての説明書

1　件名

確定申告コールセンターにおける税理士相談業務

2　仕様

「確定申告コールセンターにおける税理士相談業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3　契約予定期間

契約締結の日から令和９年３月 15 日（月）まで

4　公募方法

公募は下記５の資格を有する者が、下記６の提出書類を下記７の提出場所等までに提出する方法により実施する。

5　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑶　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑷　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑸　その他の条件は、「仕様書」のとおり。

6　提出書類

・　申込書
・　指名停止等に関する申出書
・　誓約書（役員等名簿を含む）
・　見積書（見積金額内訳書を含む）

7　申込書等の提出場所等

⑴　提出場所

熊本国税局総務部　会計課経費係

※郵送の場合は下記へ送付のこと。

〒860-8603　熊本県熊本市西区春日２－10－１　熊本国是局総務部　会計課経費係

⑵　提出期限

令和８年 11 月 19 日（木）17 時 00 分

※郵送の場合は必着のこと。

８　公募の実施方法

⑴　公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。

⑵　疑義がある場合は、下記 12⑵の問い合わせ先に説明を求めることができる。

⑶　申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

⑷　見積書等の金額は、「仕様書」に定める業務に係る一切の費用を含んだ総価とし、見積金額以外の追加費用は発生しないものとすること。

なお、見積書の金額は、消費税等を含むものとし、宛先名は「支出負担行為担当官熊本国税局総務部次長」とする。

９　申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

10　契約予定者の決定方法

⑴　申込みが１者の場合

当方の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当方の予定価格の範囲内である場合は、当該申込者を契約予定者に決定する。

⑵　当方の仕様に合致している申込みが２者以上の場合

本件公募においては契約予定者を決定せず、別途、一般競争入札を行う。

11　契約書作成の要否

⑴　契約締結に当たっては、「契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

⑵　契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成 18 年８月 25 日付財計第 2017 号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。

また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第４条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

12　その他

⑴　提出書類

イ　資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ　一旦受領した書類は返却しない。

ハ　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、契約担当官等が特に必要を認めた場合を除き認めない。

⑵　問い合わせ先

イ　手続きに関する問い合わせ先

熊本国税局　総務部　会計課　経費係　今村

電話番号　096-354-6171　内線 6061

ロ　仕様に関する問い合わせ先

熊本国税局　課税部　個人課税課　監理第一係　豊田

電話番号　096-354-6171　内線 6131

別添

確定申告コールセンターにおける
税理士相談業務に関する仕様書

令和８年１０月

熊本国税局　個人課税課

１　概要

確定申告期（期前含む）における熊本国税局（以下「当局」という。）管内全３６税務署及び国税相談専用ダイヤルに寄せられる電話相談について、集中的に対応するために「確定申告コールセンター」を開設し、税法等の法令解釈に関する電話相談業務を税理士法第１８条に定める登録を受けた者（以下「税理士」という。）に委託するものである。

２　委託業務

受託者は、納税者からの電話による問合せの中で、自動音声案内装置（ＩＶＲ）の振分機能により確定申告コールセンターを選択したもののうち、オペレーターにおいて処理することができない以下の税務相談等についての処理を、従事者に行わせる。

なお、個別具体的な回答を要する問合せについては、納税者を管轄する税務署に転送し対応を依頼する。

また、国税相談専用ダイヤル経由で入電した他局の納税者からの問合せについて、個別具体的な回答を要する場合は、納税者の管轄する税務署への架け直しを依頼する。

おって、具体的な運営については、事前に研修等を実施して周知する。

⑴　所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関する税務相談に対する回答

⑵　災害等により被害を受けた納税者からの税務相談に対する回答

⑶　税法等の法令解釈に関する税務相談に対する回答

⑷　電話相談に関する附帯業務としての別紙１「電話相談受付簿（税理士用）」、別紙２「電話受付連絡せん」及び別紙３「申告書等送付依頼受付票」の作成

（注）　確定申告コールセンターに従事するオペレーターは、「納税者からの簡易かつ一般的な問合せ」に限定して回答することとしている。

３　従事人員及び従事場所

⑴　従事人員（予定数量）

業務委託期間中における従事人員は、別紙４「令和８年分確定申告コールセンターにおける従事人員一覧表（案）」のとおりとする。

なお、従事者が従事できない事態が発生した場合は、代替者（４の要件を満たす者に限る。）を従事させるなど、従事人員を確保する。

⑵　従事場所

熊本市東区健軍１丁目５番３号

熊本県市町村自治会館（別館）

４　従事者の要件

税理士であること。

５　業務内容等

⑴　業務委託期間

令和９年１月２１日（木）から令和９年３月１５日（月）まで（２月２８日(日)を含み、それ以外の土・日曜日及び祝日を除く。）の３７日間とする。

⑵　従事時間

従事時間は以下の３種類とし、イが過半数を占め、昼休みにおいても従事者が従事予定人日の３分の１を下回らないようにする。

なお、ロを採用する場合には、同一日において、ハを併用して必ず１人日となるようにシフトを組むよう留意する。

また、従事者が１日従事する場合には、イを選択することとし、ロとハを選択することができない。

おって、勤務時間終了時刻までに受信した電話に係る相談業務等による時間超過は、委託業務の範囲に含むものとする。

イ　午前９時から午後５時までとする（午前１１時３０分から午後１時３０分までは交代で従事し、休憩時間は１時間とする。）。

ロ　午前９時から午後１時までの４時間勤務

ハ　午後１時から午後５時までの４時間勤務

⑶　施策予定金額（消費税及び地方消費税を含む）

税理士１人日当たり２７，５１０円　１時間当たり３，９３０円以内とする。

⑷　当局担当者

所在地	熊本市西区春日２丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟
電　話	０９６－３５４－６１７１
担　当	熊本国税局　課税部　個人課税課　監理第一係 豊田（内線６１３１）

⑸　実施担当者

熊本国税局課税部個人課税課係官及び資産課税課係官を実施担当者とする。

⑹　総括責任者

受託者は、各従事場所において従事する２の業務を履行する従事者のうち、１名を総括責任者とする。なお、総括責任者は、５⑵イに該当する者であること。

⑺　業務の管理

総括責任者は、実施担当者との連絡・協議を行うこととする。

⑻　業務結果の報告

従事者は、別紙１を作成し、総括責任者に提出する。総括責任者は、別紙５「確定申告コールセンターにおける税理士相談業務実施結果報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、実施担当者の履行確認を受けるとともに、履行確認を受けた報告書の写しを実施担当者に提出する。

なお、⑵の従事時間を体調不良等により短縮した場合は、報告書の「特記事項」欄にその旨記載する。

⑼　請求

受託者は、総括責任者から提出された報告書を取りまとめ、毎月請求書を作成し、翌月２０日までに当局担当者宛提出する。

ただし、令和９年３月分については令和９年４月９日（金）までに当局担当者宛提出する。

なお、⑵の従事時間を短縮し従事時間数に１時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間は切り捨て、請求金額を計算する。

⑽　緊急時等の対応

総括責任者は、設備の故障等、何らかの事情で業務が履行できない場合には、実施担当者まで速やかに連絡する。

⑾　作業の監督及び指導

当局は、当該仕様書の業務内容について的確に作業しているか監督し、必要な指導等を行うことができるものとする。

また、当局は、当該業務の遂行に当たり、従事者が著しく不適当であると認められる場合には、受託者に対し、その交替を求めることができるものとする。

⑿　感染症への感染防止等の対応

受託者は、感染が確定又は感染が疑われる従事者が複数発生した場合又は従事場所の近隣区域で感染が拡大している場合等においては、従事場所及び近隣地域の感染状況等を考慮し、従事者に対して手洗い及びうがいの励行、マスクの着用等を指示・徹底する。

なお、マスクについては、受託者もしくは従事者が準備する。

６　従事者の届出と交代

⑴　従事者の届出

受託者は、従事者の氏名及び所属税理士会支部を記載した名簿（様式は任意とする。）を令和９年１月８日（金）までに当局担当者宛提出する。

⑵　従事者の交代・変更

受託者が自己の都合により従事者を変更又は交代させようとする場合は、遅滞なく⑴の名簿を提出する。

７　情報等の管理・保護及び機密の保持

⑴　受託者は、本契約に基づく業務により知り得た当局管内全３６税務署及び納税者等に関するいかなる情報も本業務以外に使用してはならない。

なお、受託者が本契約に基づく業務により作成した報告書等は、全て当局に帰属するものであり、業務委託期間終了後速やかに当局担当者に引き渡す。

⑵　受託者は、業務を遂行するに当たり知り得た全ての情報について厳格に管理する責任を負うとともに、秘密の保持、情報の漏えい及びプライバシーの保護に万全の措置を講ずる。

８　報告及び事故等の連絡先

作業についての報告及び事故等の連絡は当局担当者に行う。

９　その他

⑴　受託者は本業務を履行するに当たり、善良な管理者の注意義務をもって誠実にこれを行う。

⑵　受託者は本業務を履行するに当たり、税理士法、個人情報保護法等に関する一切の法令、命令等を遵守しなければならない。

⑶　法令等の改正及び社会情勢の変動等により委託業務の内容に変更が生じた場合には、受託者及び当局が協議の上、仕様変更できるものとする。

⑷　仕様書の記載事項に変更が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度当局担当者と協議する。

⑸　この仕様書に定めのある事項について違反した場合には、当局から契約を解除できるものとする。

⑹　この仕様書に定めのある事項について違反した場合には、別途契約書に定める規定に従い損害を賠償する責めを負う。

⑺　業務従事場所までの通勤方法については、特に定めないが、通勤災害等及び業務従事中に起きた当局の責めに帰さない事故等については、受託者自らが責任を負う。

別紙１

○電話相談受付簿（税理士用）

令和　９年　　月　　日（　　）

内線番号名：

従事時間	午前９時から午後５時		
	午前９時から午後１時		午後１時から午後５時

（相談件数）		合計
実件数		

～以下、相談内容別の件数（１件の相談に対し複数可）～

（共通事項）

				合計
期間・場所等申告関係	1	確定申告期間・受付時間		
	2	税務署・申告相談会場の場所等		
	3	申告の必要性・手続き		
	4	年金所得者の申告不要制度		
	5	訂正・準確定申告 修正・更正の請求		
	6	申告書等送付依頼		

				合計
還付・納付	7	還付金関係		
	8	納付書・納付関係		
その他	9	マイナンバー関係		
	10	法定調書関係		
	11	苦情		
	12	その他		

（所得税関係）

収入・所得	13	事業(営業・農業)所得			
	14	不動産所得			
	15	給与所得			
	16	雑所得	公的年金等		
	17		業　　務		
	18		その他 （個人年金など）		
	19	一時所得			
	20	所得金額調整控除			
	21	減価償却費の計算			
	22	その他所得			
所得控除・その他	23	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除			
	24	生命・地震保険料控除			
	25	寡婦、ひとり親控除			
	26	障害者控除			
	27	配偶者(特別)控除			
	28	扶養控除			
	29	医療費控除 セルフメディケーション			
	30	寄附金控除			
	31	住宅借入金等特別控除			
	32	青色申告関係			
	33	申告書・決算書の書き方			
	34	その他所得税関係			

（雑損控除関係）

				合計
雑損控除関係	35	雑損控除の計算等		
	36	資産損失		
	37	雑損控除の申告に必要な書類		

（資産税関係）

				合計
資産税関係	38	土地・建物の譲渡所得		
	39	総合譲渡所得		
	40	株式等の譲渡所得		
	41	相続税関係		
	42	贈与税関係		

（消費税関係）

				合計
消費税	43	消費税申告関係（インボイス除く）		
	44	インボイス関係（制度）		
	45	インボイス関係（申告相談）		

（ｅ－Ｔａｘ関係）

				合計
e-Tax関係	46	事前準備・推奨環境		
	48	スマホ申告関係		
	49	確定申告書等 作成コーナー関係		

（特記事項）

別紙２

電話受付連絡せん

受付日時	令和 ９ 年　　月　　日 午前・午後　　時　　分				
管轄署	税務署・業務センター （管理運営・個人・資産）	応答者		署（局） 担当者	
氏名		住所		電話番号	
				生年月日	

相談内容等

※　引き継いだ署において的確に対応できるよう、相談内容等について詳細に記載する。

《参考事項》

署（局）担当者処理

□　FAX 送信（送信先：管理運営・個人・資産）

□　メール送信（送信先：管理運営・個人・資産）

電話連絡：有・無
連 絡 日：令和９年　　月　　日
署応答者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署処理

処理年月日	Ｒ９・　　・			
決裁	統括官等		処理者	

てん末

別紙３

申告書等送付依頼受付票

受付日時	令和　９　年　　月　　日　　時　　分			電話受付者	
送付依頼者	☐ 申告者本人　☐ 本人以外（本人との関係 ⇒ 配偶者・その他　　氏名　　）				
申告者情報 住所	〒　　－　　（申告者本人の納税地：　　税務署）				
申告者情報 なまえ		生年月日	大・昭・平・令　年　月　日	電話番号	

送付先区分　☐ 申告者情報と同じ　　☐ 左記以外の送付先（「送付先」の各項目を必ず聴取）

送付先 住所	〒　　－			
送付先 なまえ			電話番号	

↓↓送付書類（必要なものをチェックしてください。チェックしている書類のみ送付します。（申告書チェック漏れ注意！）↓↓

聴取記録			送付書類	部数
所得税	【所得の種類】	（共通）	☐ 確定申告書（①申告書、②手引き、③台紙のセット）	
	☐ 営業、農業、不動産**以外**	☐ 青色申告	☐ 一般　☐ 農業　☐ 不動産（決算書の①提出、②控、③書き方のセット）	
	☐ 営業、農業、不動産	☐ 白色申告	☐ 一般　☐ 農業　☐ 不動産（内訳書の①提出、②控、③書き方のセット）	
		☐ 不　明	ＫＳＫ２で要確認	
	☐ 譲　渡	☐ 土地建物	☐ 申告書第三表（①三表、②譲渡所得の内訳書、③申告のしかたセット）	
		☐ 株式等	☐ 申告書第三表（①三表、②株式等の内訳書、③申告のしかたセット）	
	☐ 山　林	☐ 山　林	☐ 申告書第三表（①三表、②山林所得収支内訳書（計算明細書）のセット） （☐ 一般用　☐ 課税事業者用　☐ 不明）	
	☐ 繰越損失		☐ 申告書第四表（①申告書、②手引き（損失用）のセット） （損失申告用）	
	☐ 先物取引		☐ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書	
	☐ 医療費		☐ 医療費の明細書	
	☐ 住宅ローン等控除	☐ 借入金あり	☐ 住宅ローン控除封筒（ピンク封筒）と明細書等のセット	
		☐ 借入金なし	☐ 住宅耐震改修・住宅特定回収特別税額控除計算明細書等 ☐ 認定住宅等新築等特別税額控除計算明細書等	
消費税	☐ 本則課税（一般用）　【 ☐ 営業　☐ 農業　☐ 不動産 】			
	☐ 簡易課税			
	☐ ２割特例と本則課税（一般用）　【 ☐ 営業　☐ 農業　☐ 不動産 】 ☐ ２割特例と簡易課税			
	☐ 課税方法不明　（ＫＳＫ２で要確認）			
贈与税	☐ 贈与あり	☐ 共　通	☐ 贈与税申告書（①一表、②二表、③一表の二、④贈与税のしかたのセット）	
		☐ 相続時精算課税	☐ 相続時精算課税選択届出書	
共通			☐ 振替依頼書（チラシ）※贈与税は不可	
			☐ 納付書　（税目：☐ 所得税、☐ 消費税、☐ 贈与税）	
			☐ 不　要　（理由：☐ 還付申告、☐ 振替利用済、☐ ｷｬｯｼｭﾚｽ利用）	

その他

＜各種届出書等関係＞

【所得税関係】
- ☐ 個人事業者の開業・廃業等届出書
- ☐ 青色申告承認申請書
- ☐ 青色申告取りやめ届出書
- ☐ 所得の内訳書
- ☐ 死亡した者の所得税確定申告書付表（準確定申告書付表）

【消費税関係】
- ☐ 消費税課税事業者届出書（基準期間用）
- ☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- ☐ 消費税納税義務者でなくなった旨の届出書
- ☐ 簡易課税制度選択届出書
- ☐ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業用）
- ☐ 消費税事業廃止届出書
- ☐ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

【その他上記以外】
☐ （　　）

メモ・備考欄

業務管理者（オペレーター受付の場合）		封入・封かん担当者		確認担当者	
日　付	SV・職員サイン	日　付	確認サイン	日　付	確認サイン
／		／		／	

別紙4

令和８年分　確定申告コールセンターにおける従事人員一覧表（案）

開設期間：令和９年１月２１日（木）～令和９年３月１５日（月）
開設日数：37日(日曜日1日を含む。)
確定申告コールセンター会場：熊本県市町村自治会館(別館)

月日	曜日	従事者数 人	（人日）	フルタイム税理士　人（７時間勤務）	４時間勤務（午前）人	４時間勤務（午後）人
1月21日	木	6	(4)	2	2	2
1月22日	金	7	(5)	3	2	2
1月23日	土					
1月24日	日					
1月25日	月	10	(7)	4	3	3
1月26日	火	10	(7)	4	3	3
1月27日	水	10	(7)	4	3	3
1月28日	木	10	(7)	4	3	3
1月29日	金	10	(7)	4	3	3
1月30日	土					
１月合計（７日）		63	(44)	25	19	19
1月31日	日					
2月1日	月	12	(8)	4	4	4
2月2日	火	10	(7)	4	3	3
2月3日	水	10	(7)	4	3	3
2月4日	木	10	(7)	4	3	3
2月5日	金	7	(5)	3	2	2
2月6日	土					
2月7日	日					
2月8日	月	9	(6)	3	3	3
2月9日	火	15	(7)	4	3	3
2月10日	水	10	(7)	4	3	3
2月11日	木					
2月12日	金	9	(6)	3	3	3
2月13日	土					
2月14日	日					
2月15日	月	15	(10)	5	5	5
2月16日	火	15	(10)	5	5	5
2月17日	水	13	(9)	5	4	4
2月18日	木	13	(9)	5	4	4
2月19日	金	13	(9)	5	4	4
2月20日	土					
2月21日	日					
2月22日	月	15	(10)	5	5	5
2月23日	火					
2月24日	水	15	(10)	5	5	5
2月25日	木	13	(9)	5	4	4
2月26日	金	13	(9)	5	4	4
2月27日	土					
2月28日	日	4	(3)	2	1	1
２月合計（19日）		221	(148)	80	68	68
3月1日	月	15	(10)	5	5	5
3月2日	火	15	(10)	5	5	5
3月3日	水	13	(9)	5	4	4
3月4日	木	13	(9)	5	4	4
3月5日	金	13	(9)	5	4	4
3月6日	土					
3月7日	日					
3月8日	月	15	(10)	5	5	5
3月9日	火	15	(10)	5	5	5
3月10日	水	13	(9)	5	4	4
3月11日	木	13	(9)	5	4	4
3月12日	金	13	(9)	5	4	4
3月13日	土					
3月14日	日					
3月15日	月	15	(10)	5	5	5
３月合計（11日）		153	(104)	55	49	49
全期間合計		437	(296)	160	136	136

別紙５

確定申告コールセンターにおける税理士相談業務実施結果報告書

従事年月日	令和　９年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　時　　分
電話相談件数	件

電話相談件数の内訳

	内線番号	税理士名	従事時間区分	相談件数	内	消費税関係	e－Tax関係
						受付簿 43～45計	受付簿 46～49計
1	21101		フル・4時間				
2	21102		フル・4時間				
3	21103		フル・4時間				
4	21104		フル・4時間				
5	21105		フル・4時間				
6	21106		フル・4時間				
7	21107		フル・4時間				
8	21108		フル・4時間				
9	21109		フル・4時間				
10	21110		フル・4時間				
11							
12							
13							
14							
15							
計							

特記事項

税務署整理欄	履行確認日	実施担当者	
	．　．		